



Colors, Future!
いろいろって、未来。

川崎市

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の 普及に向けた取組

平成29年3月30日

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課



湾岸部の工場夜景

- 人口 1,471,629人
高齢者人口 285,590人
高齢化率 19.4%
- 要介護認定者 49,937人
要介護認定率 17.5%
(※)要支援含む
- 行政区
川崎区、幸区、中原区、高津区
宮前区、多摩区、麻生区の7区

(全て平成28年10月1日時点)

● 地域概要

神奈川県北東部に位置し、北は多摩川を挟んで東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接しています。平成26年度の大都市比較では、市の出生率は0.99%（25年連続1位）、自然増加率は0.29%（29年連続1位）と、政令指定都市と東京都区部の大都市間では最も高く、一方で死亡率は0.7%（9年連続1位）と最も低い状況で、若い世代の多い都市と言える。

一方で、市全体の人口密度は、1km²あたり10,122人と、東京都区部及び大阪市に次ぐ人口過密都市である。

訪問介護事業所との連携によるサービス提供

川崎市が独自に定めた「地域連携型サービス」とは、訪問介護事業所と定期巡回事業所が委託関係となり、互いに定期巡回サービスの提供者としてチームを組み、利用者を支える仕組みとして展開。

訪問介護事業所に共同事業のような形(定期巡回事業の一部委託)で定期巡回サービスに参加してもらい、業務の効率化やサービス切替の障壁を低くすることを目指している。

連携イメージ

定期巡回サービスの提供チーム

訪問介護事業所

委託契約

定期巡回事業所

- ◆ 日中の定期訪問
- ◆ 日中の随時訪問
- ◆ 生活アセスメント



- ◆ 24時間コール受付
- ◆ ケアコール設置
- ◆ 夜間の定期訪問
- ◆ 夜間の随時訪問

利用者



【参考】業務の一部委託に関する条例上の規定

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の業務については、一定の条件を満たした場合に、外部の訪問介護事業者等に委託することが可能。(基準条例 第33条第2項)

《要件》

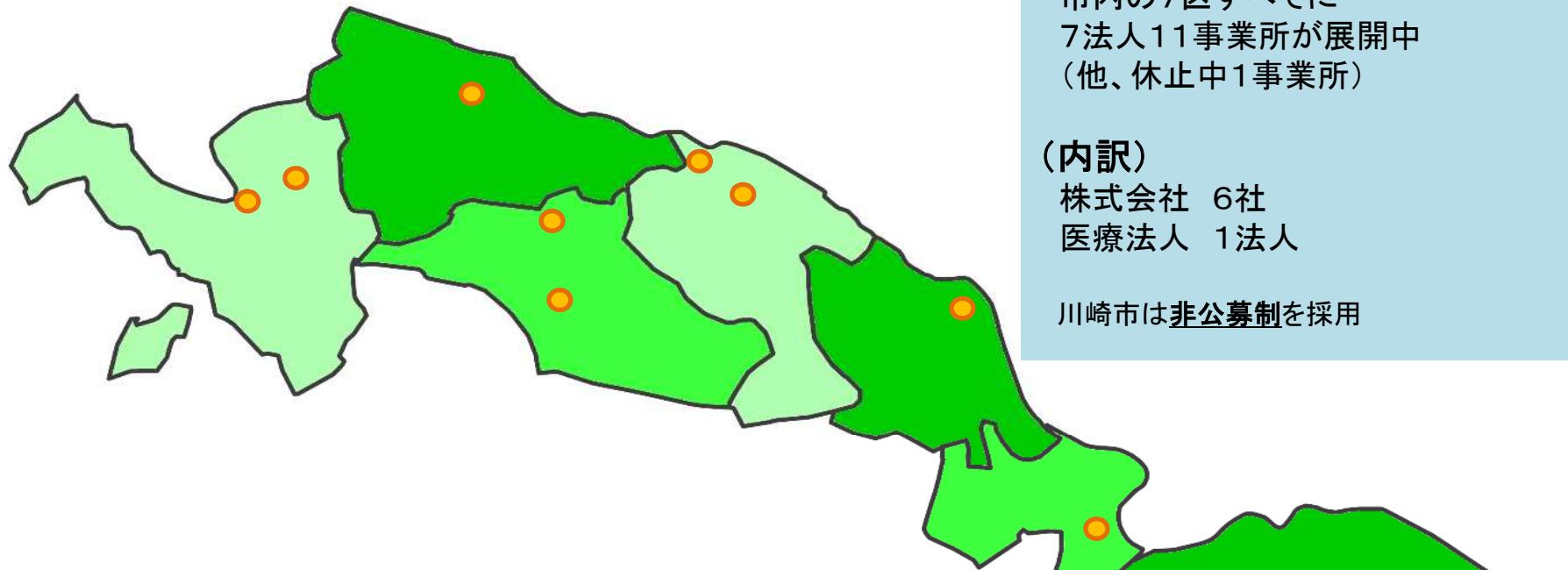
- ① 適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制が構築されていること
- ② 他の指定訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営が見込まれること
- ③ 利用者の待遇に支障がないこと
- ④ 市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内であること

《委託できる範囲》

定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部(同一時間帯に全てを委託することは認められない。)

上記規定は、川崎市独自のものではなく省令で定められている

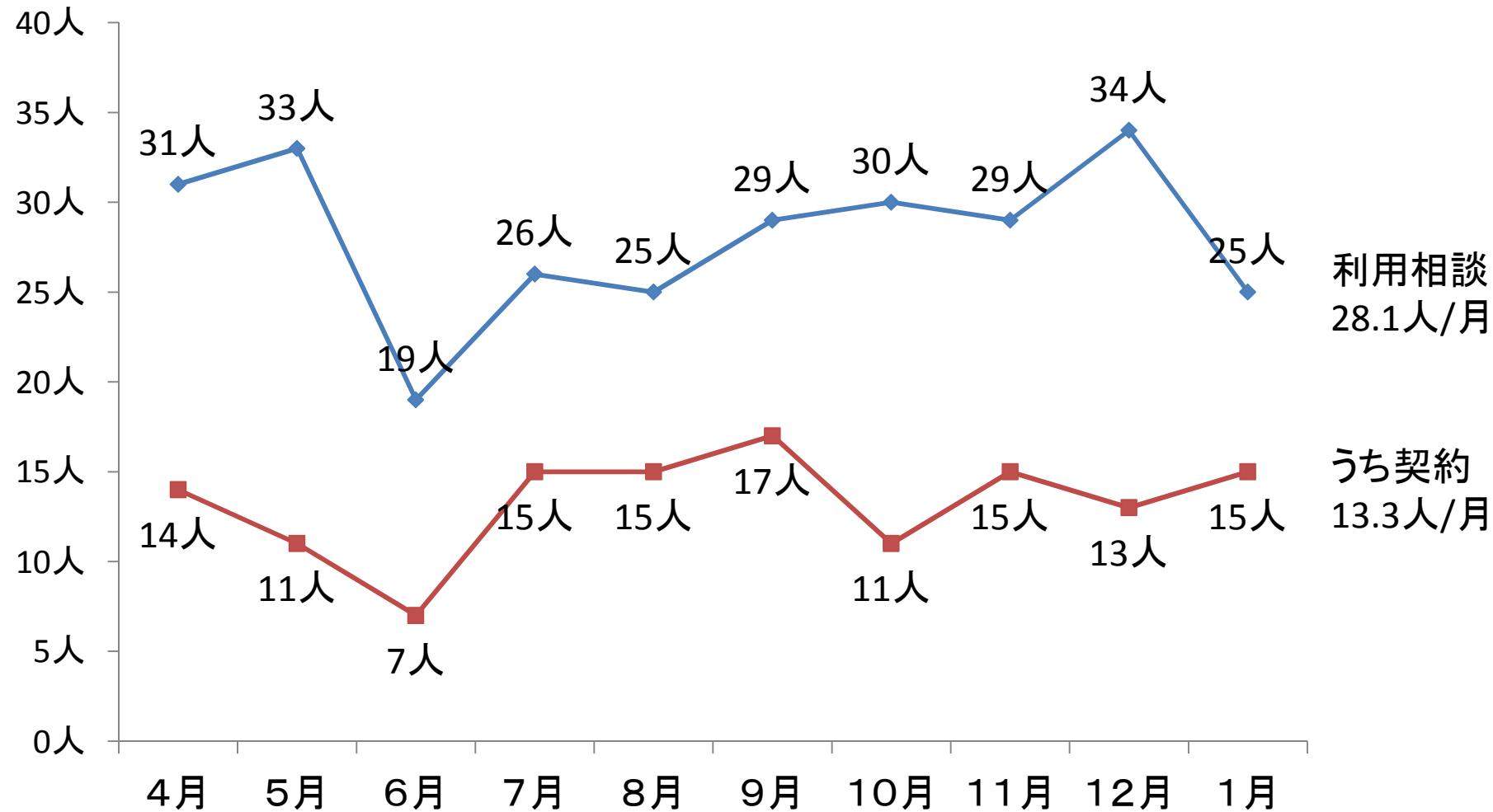
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の展開状況



	利用者数	うち自社サ付	うち地域展開	事業所数
H24.10末	33名	—	—	5か所
H25.10末	79名	—	—	7か所
H26.10末	221名	142名	79名	9か所
H27.10末	261名	160名	101名	11か所
H28.10末	278名	179名	99名	11か所

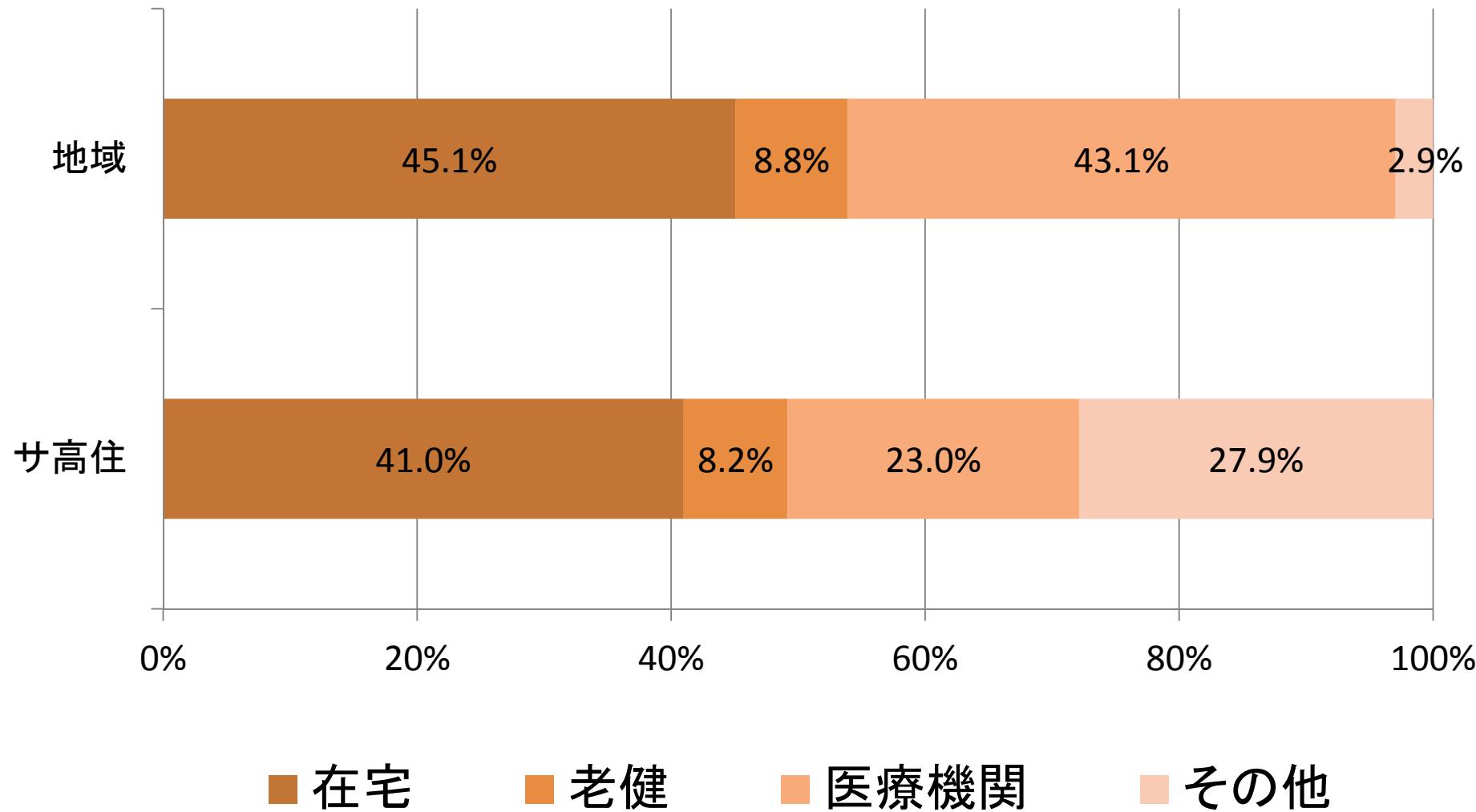
※利用者数は事業所からの月報に基づく数値であるため、請求ベースの介護保険事業状況報告とは数値が異なる。

定期巡回の利用相談 (H28.4～H29.1)

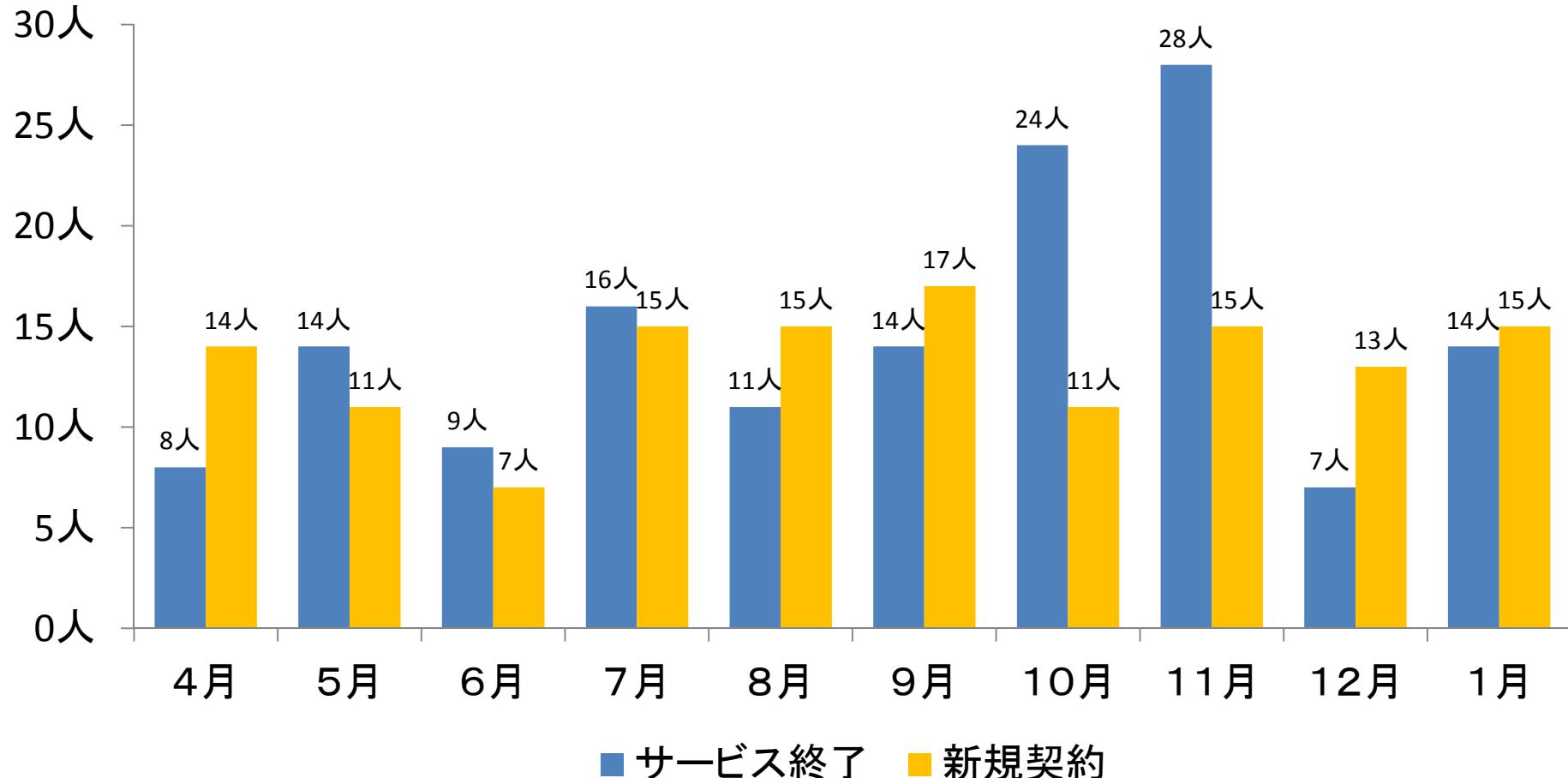


利用前の居場所

(H28.4～H29.1新規利用集計)

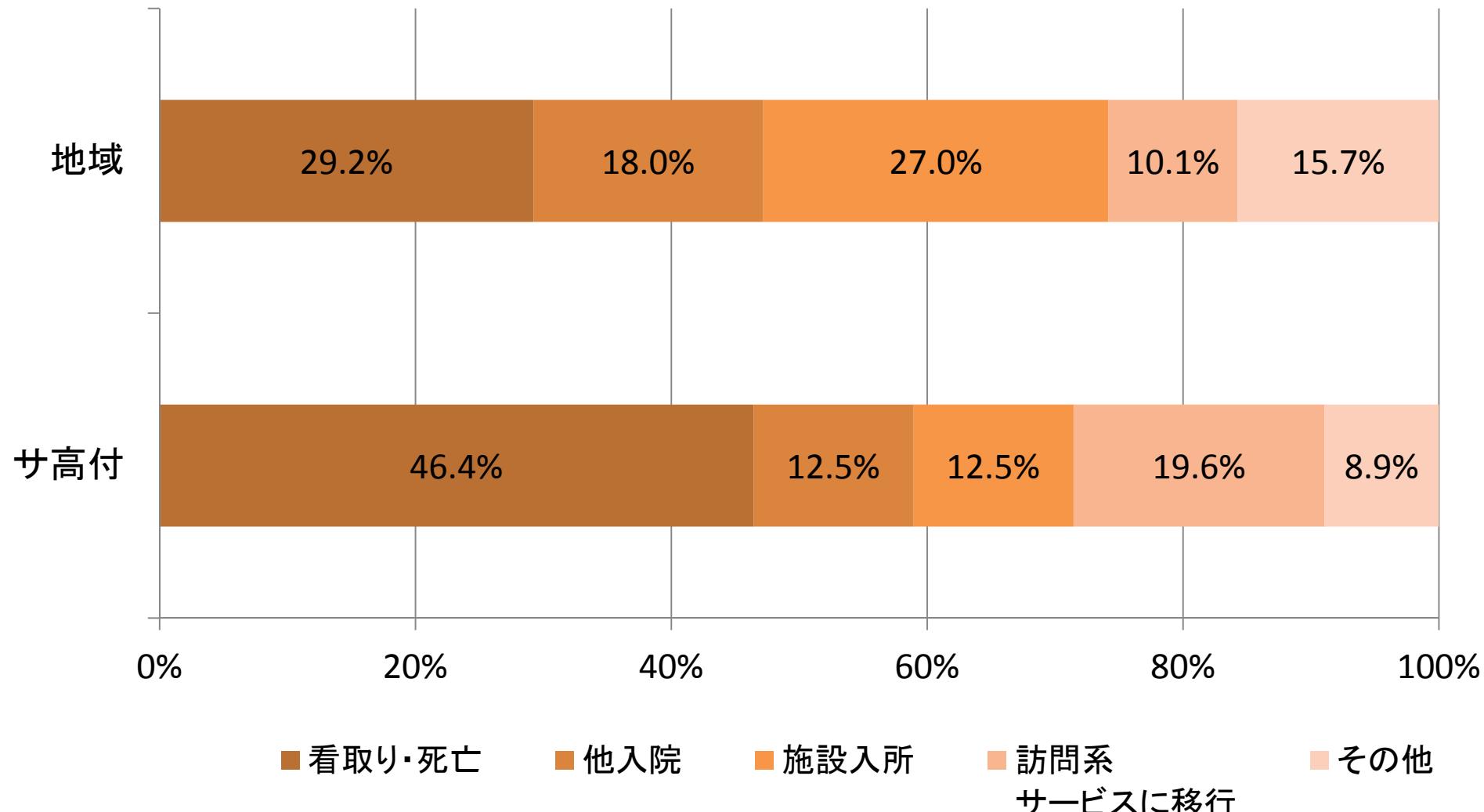


サービス終了と新規契約の推移



※「サービス終了」「新規契約」共に、一部カウントされていないケース等があるため、上記は全数ではない

サービス終了理由の内訳 (H28.4～H29.1新規利用集計)



【課題1】新規利用の伸び悩み

- ・ 地域展開の件数が少ない
- ・ 利用相談が少ない
- ・ 訪問介護と競合関係にあり、柔軟な利用の切替えの判断が難しい（「定期巡回の分かりやすいニーズが顕在化していない」「切り替えに伴うヘルパーの変更」等）
- ・ サービス終了が多い（特に地域展開は単純計算すると1年間で全利用者が入れ替わる。）

【課題2】サービス供給力の不足

- ・ 地域展開をする事業所数が伸びない
- ・ 人手が足りない（＝相談があっても受けられない）
- ・ 1事業所あたりの担当エリアが広くなり移動時間が負担になっている

【課題3】長時間ケア等のニーズへの対応

- ・ 長時間ケアを必要とするケースが増えると事業性が悪化する
- ・ 長時間ケアや生活援助が苦手という理由で、利用が敬遠されている傾向も見られる

【狙い1】利用の障壁の解消

- ・ 訪問介護↔定期巡回の切り替えのハードルを下げることで、状態に合わせたプラン変更の提案がしやすい環境を整備する。
- ・ サービスが切り替わっても同じ事業者が関わり続けることで、ケアの一貫性を担保する。
- ・ 実際に定期巡回のサービスを、訪問介護事業者やケアマネジャーに「やってもらう」「使ってもらう」ことで、サービスの特性や内容を知ってもらい、利用提案に生かしてもらう。

【狙い2】サービス供給量の拡大

- ・ 地域の訪問介護事業所の力を借りることで、移動時間の効率化や、訪問が集中するピークタイムの負担軽減を図り、同じ人員でより多くの利用者の受入を可能とする。

【狙い3】定期巡回・訪問介護の強みを生かしたケアの提供

- ・ 委託により適切な役割分担をすることで、短時間複数回のケアを得意とする定期巡回と、比較的まとまった時間のケアを得意とする訪問介護の強みを両方取り入れたサービスの提供を可能とする。

ルール作りとフィールドの整備

「地域連携型サービス」の仕組みを進めるにあたっては、事業所が中心となって委託先の訪問介護事業所を開拓しつつ、保険者が仕組みの整理や周知をバックアップする形をとっている。

- ① 委託内容・委託料金等の目安を定めた業務委託指針の策定
- ② 市ホームページにおける参加事業所の公表
- ③ シンポジウム等での取組紹介による広域周知
- ④ 地域の訪問介護事業所への説明時の同行 等



シンポジウム

平成27年度に開催したシンポジウムでは、国際医療福祉大学大学院教授の堀田聰子先生にご講演をいただきました。

第2部のパネルディスカッションでは、委託先の訪問介護事業所、居宅介護支援事業所にもパネリストとして参加していただき、実際にサービスに携わった感想・発見などを事例を交えながら紹介しました。

1. 料金形態

サービス時間に応じた出来高制

(※)市が指針で定めた目安

2. 委託料単価

540円/10分（税込）

(※)市が指針で定めた目安

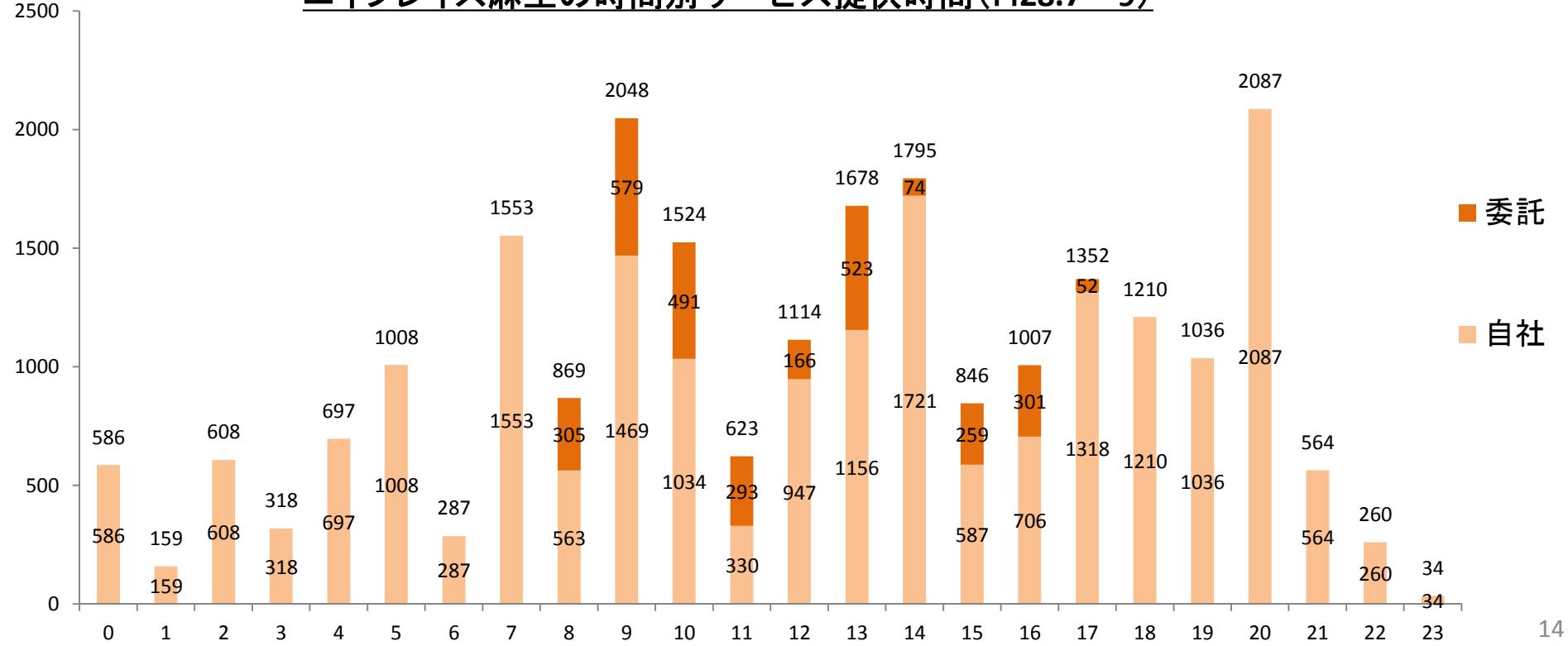
3. 委託料設定にあたっての主な検討事項

- ① 出来高払いか？ 定額払いか？
- ② 指定訪問介護の基本報酬と比較して適切な水準になっているか？
- ③ 委託料の支払いが定期巡回の事業を圧迫しないか？

ピークタイムを訪問介護事業所が担当することで負担を分散し、利用者受入の余地が生じている。
(地域連携型サービスを実施している「エイプレイス麻生」では、25名前後の利用者を確保)

平成28年7月～9月の常勤換算1人当りの利用者数は、エイプレイス麻生が**約2.55人**、全国平均では常勤換算1人当りの利用者数は**1.9人**になっており、一部委託を導入することで効率的な運営ができると考えられる。(参考:平成26年介護事業経営実態調査結果)

エイプレイス麻生の時間別サービス提供時間(H28.7～9)



- ・ 訪問介護から定期巡回に切り替えても元のヘルパーを変えずに済み、利用者から喜ばれている
- ・ 隙間時間に稼働にはいることができ、事業所の売上増に貢献している
- ・ 一部委託をはじめたことで、よくわからなかつた定期巡回を知るきっかけになった
- ・ 身体介護を積むことで、スタッフの介護技術が上がった
- ・ 新しい経験・スキルを身につけることができ、ヘルパーのモチベーションが上がった 等

「かわさき在宅ケア24h」とは

川崎市内に所在する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所により構成される連絡会として、川崎市の支援により平成18年度に発足。

在宅生活を24時間支えるサービス事業所の連絡会として、シンポジウムの開催、サービスの周知、スタッフ向け研修等の活動を行っている。

活動例

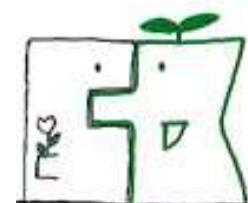
(毎月)定例会・総会の開催

(年1回)普及啓発イベントへの参加

(年1回)従事者向け研修の実施

(年1回)シンポジウムの実施

(その他)パンフレット作成、集団指導講習会における寸劇など



川崎市介護支援専門員連絡会

サービス普及・周知のための取組

川崎市・川崎市認知症ネットワーク・川崎市社会福祉協議会が主催する「介護いきいきフェア」において、参加団体としてかわさき在宅ケア24hが展示ブースの開設・大ホールでの講演等を行っている。

「介護いきいきフェア」とは

“高齢社会はみんなで支えるもの”という考え方を広めるため年1回開催しているイベントであり、平成28年度は、約750名の来場があった。



ショートムービー上映

一般市民に「24時間対応の訪問介護」を周知するため、ショートムービーを上映。
(撮影編集: かわさき在宅ケア24h)

緊急コール体験

定期巡回・夜間対応の特徴である緊急コールの体験を実施。

訪問看護との連携強化の取組

定期巡回の普及のために必須となる訪問看護との連携強化については、喫緊の課題となっている。

川崎市では、かわさき在宅ケア24hと川崎市看護協会の意見交換会の開催など、高齢者の在宅療養を支えるサービスの在り方について相互理解の深化、連携強化を推進している。



定期巡回シンポジウム、在宅医療シンポジウムの様子

連携強化の取組

平成25年度

かわさき在宅ケア24と川崎市看護協会の意見交換会実施

平成26年度

シンポジウムにて、訪問看護と定期巡回の連携により支援を行ったケース等に関する事例紹介・パネルディスカッションを実施

定期巡回の他、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所がパネリストとして参加

各区ケアマネ連絡会との意見交換の実施

平成27年度までは全市的なシンポジウムの開催等により周知を図り、サービスの存在についてはケアマネジャーの一定の理解を得ることができた。

しかし、実際のサービス利用に繋げるためには、より個別具体的な事例紹介や質疑応答等により、現場レベルの交流を図る必要があるため、平成28年度からは各行政区のケアマネ連絡会との小規模な意見交換会を複数回開催した。

自社のサ高住入居者への利用を除いた地域展開型の利用者では、新規利用の7割以上を他社ケアマネジャーからの紹介が占めている等、少しずつケアマネジャーの理解が進んできている。



ケアマネジャーとの意見交換会の様子

紹介ルート(地域展開型)

